

### 石版附録の付投票募集

本社は石版の改良を以て今度石版の一大附録を發行して讀者に配布せんとするに當り其書を本社の價に由て定むるは與味薄ければ讀者の好尚に問ふて之を定むる事としたり由て讀者は當今我國政治家中に付石版附録の背書とすべき一人一名を指定して來る廿五日までに本社に送付ありたし左すれば此投票の多數が指名するは何人なる歟開票の上、來る廿七日の紙上に報告し此政治家の背書を石版附録とあして來月中旬の新報に添へて讀者に配布すべし

#### 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價  
 運送料廣告料左ノ如ク  
 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

一行	二行	三行	四行	五行	六行	七行	八行	九行	十行
付	付	付	付	付	付	付	付	付	付
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

### 時事新報

#### 移住保護

國の經濟の爲り又治安の爲り我が國民中海外に移住せしめざる可らざるもの凡そ三種あり曰く有力商人曰く貴族勢力者曰く壯年生れなり  
 有力商人の移住を必要とする理由は凡そ通商立國の主義によりて廣く世界の利を網せんとするに第一要は其通商の各地に自國人の居留するありて營業の根據を立て恰も東道的主人とありて本國と互に應援するに在り也其主人の事たるや固より赤貧無賴者の能く任ず可き所に非ずして必ずや中等以上の有實家を俟たざる可し商人或は斯る有力家の本國を去るを見て恰も淋しき風を爲し國の爲りに不利ありとて憂ふる者もあらん然れども永遠の利益を察すれば決して慮するに足らざるものあり毎度我輩の云ふ如く國內の人口あるは對其資本に照るが如きものにして其すく／＼繁殖するに從ひて國の勢に制せられて殆ん全く其の見込みなきに至ると雖も其優者を他に移して喰ひの餘地を廣くするときは劣者も亦其の優者と同様に移住するの當りれば中等以上の有力者ありとて惜む所なく成るべく之が外行を促し他邦の富を擧げて遂に國をささしめ同時國內の劣者を優者たらしむるも其の實益を見れば尙も此等の有實家に於て海外に渡航するを極く定めざる可らざるものと云ふは誠か實事なり其の如く通商の前途殆んど絶望と云ふも不可かければ之を今日に保護發展するに拘りて國勢の急要として等し可らざるものあり蓋し有實家に於て外行の志の強はざる所以は主として航海の不便にして横濱を去るに當りては外船の配下に屈せざる可らざるに由るなり日本通商の發展を保護するの目的を以て國家は日本通商の發展を助成し其發展の安心を爲すべく之を保護するに當りては有力商人の移住を保護する

有力商人の移住を保護するは國勢の急要に相違なければ何れか云へば利を興さん爲め計畫あり貴族勢力者に至れば即ち然らず彼等の活動は人口の増殖と文明の利器とに依りて今や既に俄に漸く世の難境を脱しつゝあるものなれば焦眉の危きを救はんが爲り至急に何分の方策を講せざる可らざる所ありとも農業經濟の極意は農民を域外に移住せしむるの外なき理に均しく今の我内地にては假令へ多少經濟の道あるにせよ到底充分を望む可らざるや明白にして一條の血路は唯海外移住あるのみの場合とありたる次第は社會の層底を窺ふ者の能く知る所なる可し唯彼等は多年の習慣と無氣力あるとによりて未だ甚だしき不穩の舉動にも至らざるが如くあれども看すべし環境に沈淪せしむるは同胞の議にあらず又經世の道にあらず況んや小民無氣の如くあるも窮すれば爰に溢するの虞あるに於てをや國家の義務として救済の策ある可らずと雖も單に之に向て移住せよと勸むればとて移住には自ら入費を要するもにして貧民の身として自から之を辨するは固より望む可き所に非ず今に至るまで移住の流行せざる所以は當に故山に戀するの痴情のみに非ず其故は専ら費用の點に在るとされれば徒らに之れと慈善家有志家の義舉に托するのみに止まらず經世の救済策として國家は宜しく其入費を支給するの便路を設け或る規律の下に殖民の大事を計畫するも今日の必要なる可し

次に浪々壯年生は如何と云ふに其始末の困難あるは更に貧窮勢力者に勝るものあり學問のます／＼流行するに從ひ年々書生の諸學校を卒業する其數は實に少からず況んや卒業に至らずして中途に退學したる者等を合算するときは日本國內に充満たりと云ふも不可あからん此等の壯年生は如何に其身を處しつゝあるや金満家の子弟は退て産を守るに足るべしと雖も多くは是れ赤手空拳にして何か糊口を求めざる可らず則ち政府内部に人を容るゝの餘地なくして民間の實業は固より望む所にあらず進退存亡たる其果は所謂壯士とあるも自然の所にして其外形に現はるゝ舉動を見れば大に酌量せざる可らず必竟政府が經世の活法を知らずして教育の一方に偏し人の産を問はずして人の知識を高尙にして天下の子弟を誤りたるの結果あれば時々姑息の法を施して之が鎮壓を試むると雖も更に其甲斐あるを見ず隨て壓すれば隨て激し隨て散すれば隨て集るべきのみ今後過半此種の浪々生を加ふるるとは一轉して詐偽圖どかり再轉して社會黨となるの豫後明白にして如何なる不穩を醸出するに至るべきや國の經綸を以て任する者は深く茲に留意せざる可らず左れば之が未然の豫防を施すも亦是れ國勢の急用にして其目前の學問の思はしきを見て其本來の病根を療治するの工夫を怠る可らざるは海に國家に親切するものも思到る所なるべし其方法は他なし政府は自ら其光明を濁くして書生をして官海を渡望するの念を絶たしめ同時に實業界の榮譽を高くして後進職業の區劃を廣くするは我輩平素の一法あれども是は容易に望む可らず先づ以て時節到來を俟つの外なければ差向き救済の策として海外移住の右に出づるもの勿るべし壯年生は氣力あり又智識あり海外に移住しても其効驗は自ら彼の貴窮勢力者の比に非ずして他年日本の勢力を世界に張る者は唯

### 雑報

○大坂商業會議所の正副會頭 同商業會議所に於ける會員の選舉は既に済みしが正副會頭は條例に定めたる如く今後六十日以内に選舉する等ある處會員中の有志者は豫め正副會頭の候補者を定め置く可しとて彼は人選せしに會頭には大坂株式取引所の頭取野小右衛門氏を適任と認め此旨同氏に申込たるに同氏は多用にて且任に堪へ難き旨を以て辭退し居る由併し副會頭に相當の人物を舉ぐれば或は承諾すべき處あり又副會頭は元來一名を置くも至當あるも商業會議所は一定の會期なく常に臨時會を開き事多きに正副會頭何れも欠席する場合はあらん計り難くして副會頭は二名と可とする者多きよしにて其候補者は玉手弘通田村木兵衛の兩氏に内定したりと又諸準備備ひし上本會を開くに至れば第一今の關稅權回復、職工條例制定に係る事アルスに關する事項等を逐次決定する見込のよし又特別會員は十名を撰び答ふるも差當り法律専門經濟學士其他商業に明るき實地家等にて六名位を撰出する都合あり

○大坂株式取引所の仲裁規則 同取引所の定款改正に就ては前號の紙上に記する所ありしが尙は新設の仲裁に關する規程を開くに左の如くあり

第六十九條 仲裁は當株式取引所に於て爲したる買賣取引に關し仲買人相互間又は仲買人と賣主本主間起りたる紛糾に於て雙方合意を以て請求あるときは之に對して仲裁を與ふるものとす

第七十條 仲裁委員は其定員を六名とし三名は頭取の委任し三名は仲買人より互選し頭取の承認を要するものとす

第七十一條 仲裁委員は互選を以て委員一名及び代選者一名を撰出するものとす

第七十二條 仲裁委員は正當の理由なくして辭退するものとす

第七十三條 仲裁委員の任期は一箇年とし毎年一月總會を開き改選するものとす

第七十四條 仲裁委員の定員に欠員を生じたときは第七十條の手續に依りて之を補充するものとす

第七十五條 仲裁委員は其事由を口頭又は書面を以て委員長に申出べし尤も委員長に於て必要と認めるときは口頭の申請に對して書面を提出せしむべし

第七十六條 仲裁委員は其委員の見込を以て代人を許すものとす

第七十七條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第七十八條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第七十九條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十一條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十二條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十三條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十四條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十五條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十六條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十七條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十八條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第八十九條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十一條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十二條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十三條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十四條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十五條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十六條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十七條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十八條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第九十九條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

第一百條 仲裁委員は其委員の委任を以て代人を許すものとす

○新築の先物 一箱に付三四  
 ○鑄寸の輸出 一箱平均十二  
 ○錫倉直氏の 倉庫氏は今回  
 ○新築の先物 一箱に付三四  
 ○鑄寸の輸出 一箱平均十二  
 ○錫倉直氏の 倉庫氏は今回